

平成26年度立入検査について

平成28年3月29日

関東東北産業保安監督部東北支部保安課

(1) 立入検査の実施について

一般ガス事業者等における法令の遵守状況及び自主保安体制の確立状況等を確認するため、毎年度、ガス事業法第47条第1項に基づく立入検査を実施している。

立入検査対象事業者の選定は、下記の基準により行っているが、検査頻度については、事業者毎に「保安状況に対する評価」を行い、その評価結果によって立入検査の実施頻度を変える方式としている。

〈 立入検査の実施基準 〉

- i. 原則3年を超えない範囲内とする
- ii. 事業の譲渡譲受があった事業者
- iii. 前年度に重大な詳報対象事故の発生した事業者
- iv. 前年度の立入検査において、改善内容を確認する必要がある事業者
- v. ガス工作物の設置状況、定期報告、事故発生状況等から必要がある事業者
- vi. その他保安上必要と認められる事業者

〈 保安状況に対する評価項目 〉

- i. 法令及び保安規程の遵守状況
- ii. 技術基準の適合状況
- iii. 事故発生状況及び事故発生時の対応状況
- iv. 経年管対策、消費者保安対策の取組状況
- v. その他

(2) 立入検査の内容について

立入検査では、主に以下のⅠ～Ⅴの項目について確認している。

Ⅰ 技術基準適合状況について

- ① 製造設備の外観検査
- ② 供給設備（導管、整圧器、弁、水取器）の外観検査及び漏えい検査

Ⅱ 保安規程遵守状況

- ① 保安管理体制、ガス主任技術者の職務内容、ガス主任技術者不在時の措置等
- ② 導管埋設図の整備状況（記載内容、更新状況）
- ③ 保安に関する教育及び訓練の計画及び実施状況
- ④ ガス工作物の巡視、点検及び検査の実施状況
- ⑤ ガス工作物の記載内容と実態
- ⑥ ガス工作物の修理等の実施状況
- ⑦ ガス工作物の運転操作要領の整備状況
- ⑧ 導管工事及び他工事の管理状況
- ⑨ 災害その他非常時の体制整備状況
- ⑩ ガス漏えい及び導管事故に対する措置状況
- ⑪ 経年導管の改修状況（計画及び実施状況）

Ⅲ ガス主任技術者選任状況並びにガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督の職務状況

- ① ガス主任技術者の選任及び職務の実施状況

Ⅳ 使用前自主検査及び定期自主検査の実施状況

- ① 自主検査の実施内容、使用前検査の受検状況

Ⅴ その他法令の遵守等について

- ① 熱量、圧力及び燃焼性の測定状況、付臭の管理及び公害防止の状況等
② 消費機器に関する周知及び調査の実施状況

(3) 立入検査の結果について

平成26年度は以下の6項目を重点確認項目とし、13事業者（表1参照）に対して実施した。

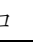
- ・経年管（特にねずみ鋳鉄管）対策及び漏えい検査の実施状況について
- ・地震、津波等の自然災害対策の取り組み状況について
- ・他工事業者との情報交換の実施状況や協定の締結状況について
- ・ガス供給をしていない埋設灯外内管の漏えい検査の実施状況について
- ・保安教育の実施状況について
- ・消費機器に関する周知及び調査について

立入検査の結果、文書による改善指導事項は33件（表2参照）あった。これらの改善指導事項については、後日提出された改善報告書により改善状況を確認した。

表1 立入検査実施状況一覧

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般ガス事業者	13	18	16	12
大口ガス事業者	0	0	0	0
ガス導管事業者	0	0	0	1
準用事業者	0	0	0	0

表2 平成26年度立入検査における指摘項目及び件数

項 目	件数	連番	指摘された内容
I 技術基準の適合状況	13 件	1	・供給所に立入禁止の表示がない。 (1件) 技省令 4 条
		2	・パネル選定試験を実施していない。 (オドロメーター法による付臭管理) (1件) 技省令 2 2 条
		3	・導管漏洩検査未実施の箇所がある。 (1件) 技省令 5 1 条-1
		4	・導管の漏えい検査が 4 0 月に 1 回を越えているものがある。 (1件) 技省令 5 1 条-1
		5	・導管工事の際の気密試験の記録がない。 (1件) 技省令 5 1 条-1
		6	・新規需要家、閉栓需要家、不在需要家、廃止需要家の 灯外内管の漏えい検査が実施されていない。 (4件) 技省令 5 1 条-2
		7	・灯外内管の漏洩検査について、検査日、検査方法、検査員の氏名、検査結果の記録がない。 (1件) 技省令 5 1 条-2
		8	・消費機器調査、灯内内管の漏洩検査を行っていないが、実施したと記録している。 (1件) 技省令 5 1 条-2
		9	・特定地下室等に関する導管漏洩検査について、道路から遮断弁までの検査記録がない。 (1件) 技省令 5 1 条-3
		10	・特定地下室等にガスを供給する導管の外壁貫通部分にガス検知器が設置されていない。 (1件) 技省令 5 2 条-2
II 保安規程の遵守状況	15 件	11	・保安規程を変更しているにもかかわらず、変更の届出を提出していない。 (1件) 法 3 0 条-2
		12	・保安教育の年間計画として決定した 1 0 項目のうち、実施は 2 項目のみである。 (1件) 保安規程 1 1, 1 2, 1 3, 3 2, 4 0, 5 3 の 3
		13	・マッピングシステム、導管図ともデータ更新が 2 4 年度以降行われていない。 (1件) 保安規程 1 0
		14	・他工事教育を毎年実施することと規定しているが、実施していない。 (1件) 保安規程 3 2
		15	・導管の修理工事について、気密試験の記録が不十分。気密試験の記録がない。 (5件) 保安規程 1 6, 5 5 -五
		16	・導管の工事方法について、供給を再開する際は、すべてのガス栓の閉止を確認することとなっているが、屋内のガス栓の閉止を確認せずに供給を再開している。 (2件) 保安規程 2 0 -  -ロ
項 目	件数	連番	指摘された内容

		17	<ul style="list-style-type: none"> ・製造所駐在員への保安教育が不十分である。 (1件)保安規程 1 1, 1 2, 5 3 の 3
		18	<ul style="list-style-type: none"> ・災害防止体制について、以下が未実施 (3件)保安規程 4 4 - 3, 4 5 <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の場所を関連工事会社社員に周知徹底されてない。 ・被害状況報告の作成、準備 ・人員・資機材の提供に関する協力体制の確立
Ⅲ ガス主任技術者の選任状況並びにガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督の職務状況	2件	19	<ul style="list-style-type: none"> ・製造所の主任技術者を選任していない (1件)ガス事業法 3 1 条
		20	<ul style="list-style-type: none"> ・事業場に駐在しない者をガス主任技術者として特例選任を受けているが、知識及び技能のない者を同事業場のガス主任技術者の業務を行わせる者として配置している。 (1件)施行規則113条の 2 表四 通達45公局707
Ⅳ 使用前自主検査及び定期自主検査の実施状況	0件	21	
Ⅴ その他ガス事業法の保安に関する規定の遵守状況	3件	22	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内に設置された開放式小型瞬間湯沸器を使用している需要家に対し、毎年配布すべき必要な事項を記載した書面を配布していない。 (1件)施行規則 1 0 6 条 1 - ② - ロ - (1)
		23	<ul style="list-style-type: none"> ・消費機器の定期調査が 4 0 月に 1 回を越えて実施されている。 (1件)施行規則 1 0 7 条 - 1 - ①
		24	<ul style="list-style-type: none"> ・新規物件の消費機器調査が行われていない。 (1件)施行規則 1 0 7 条 - 1 - ①
計	33件		